

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法
ただし、実質価額が著しく低下したものについては、実質価額と簿価の差額を有価証券評価損として計上することとしております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 総平均法による原価法

原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法

仕 掛 品 個別法による原価法並びに先入先出法による原価法
(貸借対照表額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法
ただし、建物、構築物については定額法。

無形固定資産 定額法

長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金 製品引渡後の保証に備えるため、当社が将来負担する製品保証費用見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号) を適用しております。

重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、平成 20 年 4 月 1 日前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(6) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い当事業年度より、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した構築物については、改正後の法人税法に基づく減価償却費の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,069,140 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 3,393,166 株

(2) 配当に関する事項

基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

平成 29 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額	50,897,490 円
配当の原資	利益剰余金
1 株当りの配当額	15.00 円
基準日	平成 29 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 29 年 6 月 26 日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	32	32	—
② 受取手形及び売掛金	936	936	—
③ 未収入金	9	9	—
④ 預け金	341	341	—
⑤ 投資有価証券 その他有価証券	36	36	—
⑥ 支払手形及び買掛金	(653)	(653)	—
⑦ 設備未払金	(17)	(17)	—
⑧ 未払法人税等	(34)	(34)	—
⑨ 未払消費税等	(24)	(24)	—
⑩ 未払費用	(51)	(51)	—
⑪ 設備支払手形	(16)	(16)	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③未収入金、④預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦設備未払金、⑧未払法人税等、⑨未払消費税等、⑩未払費用、⑪設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。